



再資源化事業等高度化法の 認定事業の事例について

2026年8月21日

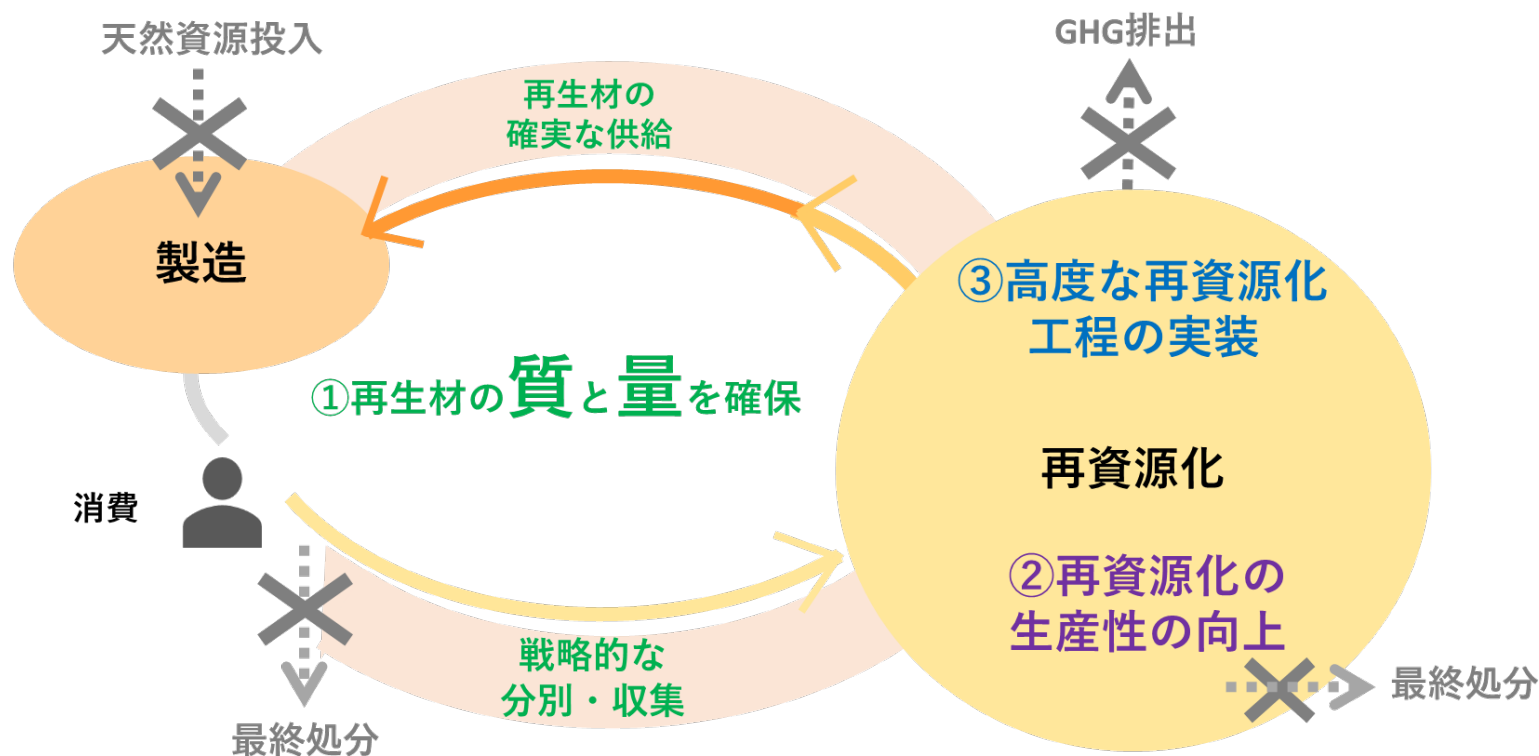
環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課



1. 再資源化事業等高度化法について

法の背景：資源循環産業のアップグレードが必要

- これまでの廃棄物行政や既存の廃棄物処理法・個別リサイクル法は、主に懸念される廃棄物等の「適正処理」に力点を置いており、再生材の質・量を推進する施策が不十分。そのため、製品製造業等が求めている**高品質な再生材を安定的に供給できる事業が不足**している。
- 製造業が求める量・質の再生材の安定供給を実現することを目的に、資源循環産業をさらに発展させていくための第一歩として「**再資源化事業等高度化法**」を制定。



※イメージ図中の×は削減・抑制を含む

再資源化事業等高度化法（再生材の質と量の確保）

- これまでの廃棄物行政は、適正処理に力点を置いた施策が中心。
- 製造業が必要とする質・量の再生材の安定供給に向け、資源循環産業をさらに発展させることを目的とした「再資源化事業等高度化法」を策定。（令和7年11月21日全面施行）

資源循環産業・事業者全体の底上げ

基本方針

高度化に向けた判断の基準

実施状況の報告・公表

再資源化事業等の高度化の促進（3つの環境大臣認定制度）

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進

水平リサイクル（ボトルtoボトル）



例：ペットボトルの水平リサイクル

画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023（PETボトルリサイクル推進協議会）

<②分離・回収技術の高度化>

- **分離・回収技術の高度化に係る施設設置**を促進



例：ガラスと金属の完全リサイクル

画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



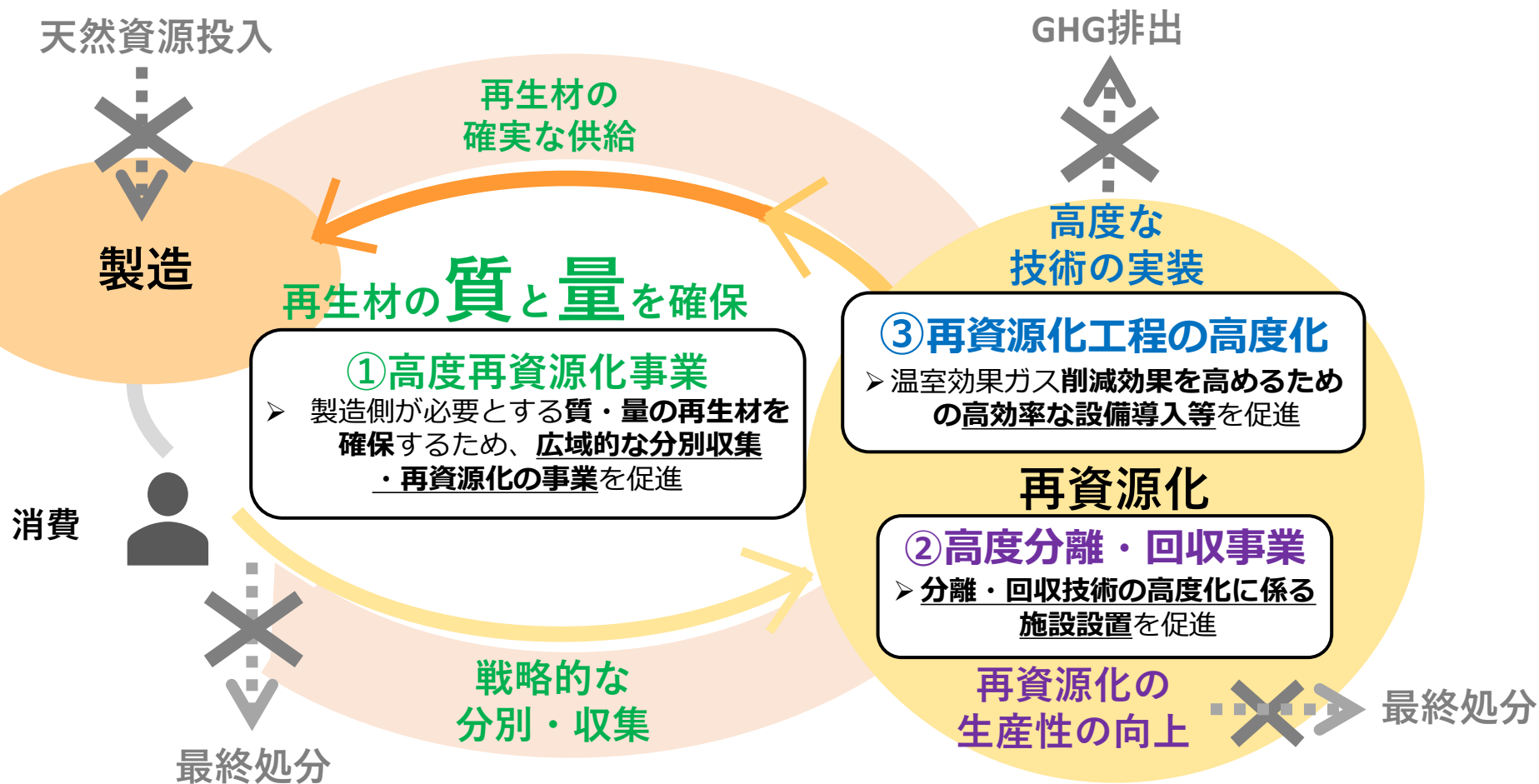
例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

3年間で100件以上の事業認定を通じて
脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地域活性化、経済安全保障への貢献

認定制度における各類型と資源循環のイメージ

- 再資源化事業等の高度化の促進を促進するため、**国が一括して再資源化事業等の高度化に係る認定（3つの類型）を行い**、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手續の特例**を設ける制度を創設。



類型① 高度再資源化事業の規定のポイント

制度趣旨

廃棄物の合理的な収集・運搬、再資源化、再生材の安定供給を行う事業計画を国が一括認定することにより、再生材を活用した循環サプライチェーンを構築する動静脈連携事業の創出を促進

認定事業の特例

- ✓ 認定事業計画に基づいて行う、「廃棄物の収集・運搬又は中間処分の業」（再委託含む）や「廃棄物処理施設の設置」について、本来、必要となる廃棄物処理法の許可が不要
- ✓ 廃棄物処理におけるDXを活用した手続きのスマート化（再委託に関する情報把握、収集・運搬者情報の管理、トレーサビリティ等に伴う事務手続きの合理化）

対象となる事業

- ✓ 製品等の原材料を代替する質・量の再生材を安定して供給する事業（安定供給の観点）
- ✓ わが国の資源循環に資する事業に再生材を供給する事業（国内資源循環の観点）
- ✓ 地域との調和や地域振興・地域発展に資する事業（地域共存の観点）

認定の基準例

- 再生材の大部分が供給される具体的な需要者（動脈事業）が確保されていること
- 腐敗性等のある廃棄物には、生活環境に影響のない措置が講じられていること
- 取り扱う廃棄物や再生材について、トレーサビリティが確立されていること
- 定量的指標（GHG、資源循環効果）評価
- 責任分界点、管理体制が明確であること

類型② 高度分離・回収事業の規定のポイント

制度趣旨

今後、再資源化事業の創出が必要と見込まれる特定の廃棄物を指定した上で、**より高度な技術を用いて有用な再生材を回収する再資源化事業**を促進

認定事業の特例

- ✓ 認定事業計画に基づいて行う、「廃棄物の中間処分の業」や「廃棄物処理施設の設置」について、本来、必要となる廃棄物処理法の許可が不要
- ✓ 指定する廃棄物、高度な技術を用いた処理方法の限定の上で、廃棄物処理法に準じた基準ではカバーできない処理方法については、**合理的な独自の処理基準や施設基準**を設定

対象となる事業

- ✓ 告示で指定する廃棄物（現時点では**太陽電池、リチウムイオン蓄電池、ニッケル水素蓄電池**）
 - ・ 社会的に必要な製品で、今後さらに廃棄物排出量の増加が見込まれるもの
 - ・ 現時点で有効な再資源化工程が確立、さらに高度と整理される技術を用いた事業が存在

認定の基準例

- ・ 特定の再生材を回収できる高度な技術を用いた事業であること
- ・ 周辺生活環境に影響がないこと
- ・ 定量的指標（GHG、資源循環効果）評価
- ・ その他、必要に応じて廃棄物ごとに告示で定める技術的な基準を満たすこと

類型③ 再資源化工程の高度化の規定のポイント

制度趣旨

既に設置されている廃棄物処理施設において、再資源化の実施の工程からの温室効果ガスの排出量の十分な削減が見込まれる設備の更新等を促進

認定事業の特例

- ✓ 認定計画に基づいて行う、既に設置されている「廃棄物処理施設の変更」について、本来、必要となる廃棄物処理法の許可が不要とし、変更されたこととみなす

認定の基準例

- 申請者が、既存制度で推奨・求めている取組を実施していること（優良産廃処分業者の取得、多量排出事業処理計画）
- 高度化法で定めた判断の基準に係る取組を実施していること
- 定量的指標（温室効果ガス）評価

再資源化事業の大きな変更を伴わない、一般/産業廃棄物処理施設の更新・変更に当たり、一定のCO2削減効果が見込まれる場合には認定申請が可能であることから、比較的申請のハードルは低い

【3つの類型共有】定量的指標（温室効果ガス削減効果、資源循環効果）について



＜指標の考え方＞

		類型①	類型②	類型③
趣旨		再生材の 大部分 がその供給を受ける者（需要者）に対して供給されるもの	指定する廃棄物について、回収する再生材の量の割合が 通常 の再資源化の実施方法によるものに比べて特に高いもの	設備の変更等により特に温室効果ガス排出量が削減されるもの
指標	基準シナリオのベース	当該廃棄物に係る <u>全国平均の処理</u>	当該廃棄物に係る <u>通常</u> の再資源化技術	<u>事業実施前の設備</u> 又は <u>通常</u> の同種類の設備
	温室効果ガス削減効果の基準※	【要件】 暫定： < 基準シナリオ 将来： <（基準シナリオ-x）	【要件】 < 基準シナリオ	【要件】 暫定： < （基準シナリオ-a） 将来： <（基準シナリオ-x）
	資源循環効果	【要件】 $\frac{\text{再生材供給量}}{\text{廃棄物の処理量}} \text{（\%）}$ 暫定：案件別に慎重に評価 将来：基準値x'で定量的に評価	【要件】 $\frac{\text{特定の再生材製造量}}{\text{指定する廃棄物の処理量}} \text{（\%）}$	【事業目標】 $\frac{\text{再生材等製造量}}{\text{廃棄物の処理量}} \text{（\%）}$

※ 再生材の代替効果を含めた事業場における温室効果ガス削減効果

基準値a：廃棄物・再資源化の方法等を問わず、妥当な数値の設定を想定

基準値x、x'：参考情報の集積を踏まえ、再生材や再資源化方法別に妥当な数値の設定を想定

4. 再資源化事業等の高度化に係る申請の手引き、温室効果ガス排出量の削減効果・資源循環の効果算出ガイドライン等

類型3 再資源化事業等の高度化に係る認定申請の手引き 類型3 申請書様式 (Word)

例：申請様式の別添 1

添付資料①-1 温室効果ガス排出量の削減効果及び資源循環の

【別添3：添付資料一覧】

別添1

申請者の区分	審 査 者		
	法 人	法 人	法 人
	法 人	法 人	法 人
	法 人	法 人	法 人

廃棄物の区分の用に供する廃棄物処理施設の設置の有無

※該当する項目に「○」を付けること	審 査 者		
	法 人	法 人	法 人
	法 人	法 人	法 人
	法 人	法 人	法 人

添付資料	資料番号	審査の有無
1. 当該申請に係る廃棄物の区分の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする図面。 （規制第九条第三号）	添付1	○
2. （申請者が法人である場合） 定款及び登記事項証明書。 （規制第九条第三号）	添付2	○
3. （申請者が個人である場合） （申請者の氏（本姓（外国人名にあっては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十条の四の五に規定する本姓等）の記載のあるものに限る。）） （規制第九条第三号）	添付3	○
4. 申請者（法第十一号第二項第六号に規定する者がある場合にあつては、当該者を含む。）が規制第九条第三号及びロに掲げる基準に適合することを示す書類。 （規制第九条第三号）	添付4	○
5. 法第十一号第二項第四号に規定する指標の算出の根拠を示す書類。 （規制第九条第三号）	添付5	○
6. 申請者（法第十一号第二項第六号に規定する者がある場合にあつては、当該者を含む。）が法第十一号第四項第五号からトまでのいずれにも該当しないことを示す書類。 （規制第九条第三号）	添付6	○
7. 当該申請に係る廃棄物の取扱い又は運搬の用に供する施設が規制第九条第三号及びロに掲げる基準に適合することを説明する書類。 （規制第九条第三号）	添付7	○
8. 当該申請に係る廃棄物の区分の用に供する施設が規制第九条第三号イ、ロ及びニに第十号各項に掲げる基準に適合することを説明する書類。 （規制第九条第三号）	添付8	○
9. 当該申請に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八号第一項、第九号第一項、第十五号第一項又は第十五号の二の六第一項の規定による許可を受けている場合にあつては、当該許可を受けていることを証する書類。 （規制第九条第三号）	添付9	○
10. （廃棄物の区分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合） 当該廃棄物処理施設の構造を明らかにする廃棄物工程図及び設計計算書並びに当該廃棄物処理施設に関する図面。	添付10	○

再資源化の実施方法

1. 処理フロー図

（例）：廃棄物処理法に基づく許可を既に保有する処分事業者への再委託を前提とした処理体制を敷く場合

```

graph TD
    A[申請者] -- 申請書 --> B[排出事業者]
    B -- 申請書 --> C[許可]
    C -- 許可 --> D[許可]
    D -- 許可 --> E[許可]
    E -- 許可 --> F[許可]
    F -- 許可 --> G[許可]
    G -- 許可 --> H[許可]
    H -- 許可 --> I[許可]
    I -- 許可 --> J[許可]
    J -- 許可 --> K[許可]
    K -- 許可 --> L[許可]
    L -- 許可 --> M[許可]
    M -- 許可 --> N[許可]
    N -- 許可 --> O[許可]
    O -- 許可 --> P[許可]
    P -- 許可 --> Q[許可]
    Q -- 許可 --> R[許可]
    R -- 許可 --> S[許可]
    S -- 許可 --> T[許可]
    T -- 許可 --> U[許可]
    U -- 許可 --> V[許可]
    V -- 許可 --> W[許可]
    W -- 許可 --> X[許可]
    X -- 許可 --> Y[許可]
    Y -- 許可 --> Z[許可]
    Z -- 許可 --> AA[許可]
    AA -- 許可 --> AB[許可]
    AB -- 許可 --> AC[許可]
    AC -- 許可 --> AD[許可]
    AD -- 許可 --> AE[許可]
    AE -- 許可 --> AF[許可]
    AF -- 許可 --> AG[許可]
    AG -- 許可 --> AH[許可]
    AH -- 許可 --> AI[許可]
    AI -- 許可 --> AJ[許可]
    AJ -- 許可 --> AK[許可]
    AK -- 許可 --> AL[許可]
    AL -- 許可 --> AM[許可]
    AM -- 許可 --> AN[許可]
    AN -- 許可 --> AO[許可]
    AO -- 許可 --> AP[許可]
    AP -- 許可 --> AQ[許可]
    AQ -- 許可 --> AR[許可]
    AR -- 許可 --> AS[許可]
    AS -- 許可 --> AT[許可]
    AT -- 許可 --> AU[許可]
    AU -- 許可 --> AV[許可]
    AV -- 許可 --> AW[許可]
    AW -- 許可 --> AX[許可]
    AX -- 許可 --> AY[許可]
    AY -- 許可 --> AZ[許可]
    AZ -- 許可 --> BA[許可]
    BA -- 許可 --> BB[許可]
    BB -- 許可 --> BC[許可]
    BC -- 許可 --> BD[許可]
    BD -- 許可 --> BE[許可]
    BE -- 許可 --> BF[許可]
    BF -- 許可 --> BG[許可]
    BG -- 許可 --> BH[許可]
    BH -- 許可 --> BI[許可]
    BI -- 許可 --> BJ[許可]
    BJ -- 許可 --> BK[許可]
    BK -- 許可 --> BL[許可]
    BL -- 許可 --> BM[許可]
    BM -- 許可 --> BN[許可]
    BN -- 許可 --> BO[許可]
    BO -- 許可 --> BP[許可]
    BP -- 許可 --> BQ[許可]
    BQ -- 許可 --> BR[許可]
    BR -- 許可 --> BS[許可]
    BS -- 許可 --> BT[許可]
    BT -- 許可 --> BU[許可]
    BU -- 許可 --> BV[許可]
    BV -- 許可 --> BW[許可]
    BW -- 許可 --> BX[許可]
    BX -- 許可 --> BY[許可]
    BY -- 許可 --> BZ[許可]
    BZ -- 許可 --> CA[許可]
    CA -- 許可 --> CB[許可]
    CB -- 許可 --> CC[許可]
    CC -- 許可 --> CD[許可]
    CD -- 許可 --> CE[許可]
    CE -- 許可 --> CF[許可]
    CF -- 許可 --> CG[許可]
    CG -- 許可 --> CH[許可]
    CH -- 許可 --> CI[許可]
    CI -- 許可 --> CJ[許可]
    CJ -- 許可 --> CK[許可]
    CK -- 許可 --> CL[許可]
    CL -- 許可 --> CM[許可]
    CM -- 許可 --> CN[許可]
    CN -- 許可 --> CO[許可]
    CO -- 許可 --> CP[許可]
    CP -- 許可 --> CQ[許可]
    CQ -- 許可 --> CR[許可]
    CR -- 許可 --> CS[許可]
    CS -- 許可 --> CT[許可]
    CT -- 許可 --> CU[許可]
    CU -- 許可 --> CV[許可]
    CV -- 許可 --> CW[許可]
    CW -- 許可 --> CX[許可]
    CX -- 許可 --> CY[許可]
    CY -- 許可 --> CZ[許可]
    CZ -- 許可 --> DA[許可]
    DA -- 許可 --> DB[許可]
    DB -- 許可 --> DC[許可]
    DC -- 許可 --> DD[許可]
    DD -- 許可 --> DE[許可]
    DE -- 許可 --> DF[許可]
    DF -- 許可 --> DG[許可]
    DG -- 許可 --> DH[許可]
    DH -- 許可 --> DI[許可]
    DI -- 許可 --> DJ[許可]
    DJ -- 許可 --> DK[許可]
    DK -- 許可 --> DL[許可]
    DL -- 許可 --> DM[許可]
    DM -- 許可 --> DN[許可]
    DN -- 許可 --> DO[許可]
    DO -- 許可 --> DP[許可]
    DP -- 許可 --> DQ[許可]
    DQ -- 許可 --> DR[許可]
    DR -- 許可 --> DS[許可]
    DS -- 許可 --> DT[許可]
    DT -- 許可 --> DU[許可]
    DU -- 許可 --> DV[許可]
    DV -- 許可 --> DW[許可]
    DW -- 許可 --> DX[許可]
    DX -- 許可 --> DY[許可]
    DY -- 許可 --> DZ[許可]
    DZ -- 許可 --> EA[許可]
    EA -- 許可 --> EB[許可]
    EB -- 許可 --> EC[許可]
    EC -- 許可 --> ED[許可]
    ED -- 許可 --> EE[許可]
    EE -- 許可 --> EF[許可]
    EF -- 許可 --> EG[許可]
    EG -- 許可 --> EH[許可]
    EH -- 許可 --> EI[許可]
    EI -- 許可 --> EJ[許可]
    EJ -- 許可 --> EK[許可]
    EK -- 許可 --> EL[許可]
    EL -- 許可 --> EM[許可]
    EM -- 許可 --> EN[許可]
    EN -- 許可 --> EO[許可]
    EO -- 許可 --> EP[許可]
    EP -- 許可 --> EQ[許可]
    EQ -- 許可 --> ER[許可]
    ER -- 許可 --> ES[許可]
    ES -- 許可 --> ET[許可]
    ET -- 許可 --> EU[許可]
    EU -- 許可 --> EV[許可]
    EV -- 許可 --> EW[許可]
    EW -- 許可 --> EX[許可]
    EX -- 許可 --> EY[許可]
    EY -- 許可 --> EZ[許可]
    EZ -- 許可 --> FA[許可]
    FA -- 許可 --> FB[許可]
    FB -- 許可 --> FC[許可]
    FC -- 許可 --> FD[許可]
    FD -- 許可 --> FE[許可]
    FE -- 許可 --> FF[許可]
    FF -- 許可 --> FG[許可]
    FG -- 許可 --> FH[許可]
    FH -- 許可 --> FI[許可]
    FI -- 許可 --> FJ[許可]
    FJ -- 許可 --> FK[許可]
    FK -- 許可 --> FL[許可]
    FL -- 許可 --> FM[許可]
    FM -- 許可 --> FN[許可]
    FN -- 許可 --> FO[許可]
    FO -- 許可 --> FP[許可]
    FP -- 許可 --> FQ[許可]
    FQ -- 許可 --> FR[許可]
    FR -- 許可 --> FS[許可]
    FS -- 許可 --> FT[許可]
    FT -- 許可 --> FU[許可]
    FU -- 許可 --> FV[許可]
    FV -- 許可 --> FW[許可]
    FW -- 許可 --> FX[
```

○関連情報専用ページ

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（再資源化事業等高度化法） | 環境省

https://www.env.go.jp/recycle/waste/page_01721.html

○専用コールセンター

電話番号 03-6759-6027

Eメール : circular@sanpainet.or.jp

受付内容 : 高度化法に関する質問や相談全般

- (例)
- ・ 判断の基準への対応に向けた相談
 - ・ 認定制度における申請様式や計算に関する質問
 - ・ 認定制度の事前相談依頼

お問い合わせ可能時間 : 行政機関の休日を除く平日の午前9時30分から午後5時30分
ただし、12時から13時を除く。

- 再資源化事業等高度化法に対する理解促進を目的として、制度の趣旨やポイントをわかりやすく整理した特設ウェブサイト（広報サイト）を開設した。

https://policies.env.go.jp/recycle/recycling_business/resource_circulation/



再資源化事業等高度化法の認定に係る税制措置等について



固定資産税に係る特例措置

(公共の危害防止のために設置された施設又は設備 (廃棄物処理施設) に係る課税標準の特例措置)

措置内容

期間：令和10年3月31日まで

- 認定「高度再資源化事業計画 (類型①)」又は認定「高度分離・回収事業計画 (類型②)」に基づいて設置する廃棄物処理施設における設備取得時の**固定資産税の課税標準価格を1/2**とする。

法人税〈特別償却〉に係る特例措置 (再資源化事業等高度化設備の特例)

措置内容

期間：令和10年3月31日まで

- 「高度再資源化事業計画 (類型①)」又は「高度分離・回収事業計画 (類型②)」の認定を受けた者が、廃棄物処理施設を構成する機器等のうち特に環境大臣らが再資源化事業等高度化設備と認めるものを取得・製作し、事業を実施した場合において、その**取得金額の35%の特別償却**を認める。

再資源化事業等高度化法に係る財政投融资制度の拡充 (財政投融资)

措置内容

期間：令和11年3月31日まで

- 認定「高度再資源化事業計画」、認定「高度分離・回収事業計画」、認定「再資源化工程高度化計画」に基づき実施する廃棄物処理施設の新設又は更新に必要な設備資金及び運転資金に対して、国民生活事業・中小企業事業の両方において、**特別利率③での財政投融资**を可能とする制度を拡充。

2. 認定事業について

- 令和8年4月30日 再資源化事業等高度化法に基づく最初の認定事業として、以下の3件の事業を認定した。

高度再資源化事業（類型1）

（認定した事業の主な内容）

- 建設現場等から発生した混合廃棄物を受け入れ、破碎及び選別処理をすることにより回収したポリプロピレン（PP）を自動車製造業に、金属を金属精錬会社に供給する事業
- 廃充電式小型電子機器類を破碎処理することで、内蔵されている充電式電池を回収し、金属精錬会社に供給する事業

高度分離・回収事業（類型2）

（認定した事業の主な内容）

- 太陽光発電所等から発生した太陽光パネルを受け入れ、剥離及び選別処理をすることにより回収したガラスをガラス製造会社に、セルシートを金属精錬会社に供給する事業

◆ 混合廃棄物から自動車部品プラスチック等回収事業

認定類型：類型①（高度再資源化事業）

処理対象：一般的に焼却や燃料化されることが多い建設系由来の混合廃棄物

事業内容：混合廃棄物を徹底して選別等することにより、自動車部品（内装材）に用いることができる質・量の再生プラスチック等を回収・供給する事業

代表的な再生材と供給先：

ポリプロピレン：自動車部品会社

金 属 ：金属精錬会社

事業区域※：埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、
山梨県

※ 収集運搬の範囲＝排出場所の範囲

下線部が処分拠点のある都道府県

混合廃棄物

(受け入れる廃棄物)

選別・破砕処理

技術的なポイント

階層的な選別施設による
徹底分別

PP

金属

その他

(得られる再生材)

自動車部品会社

金属精錬会社

(代表的な再生材供給先)

- ・再生材の供給先を確保
- ・国内の供給先

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
再生材供給量 [t]	-	2,053	9,547	10,265	10,920	11,617	12,359
廃棄物の処分量 [t]	-	8,750	38,500	41,000	42,500	44,000	45,348
温室効果ガス削減効果[%]	-	-	-	-	-	-	12.5
資源循環効果の改善[pt]	-	-	-	-	-	-	4
備考	施設建設						事業目標年度

◆ リチウムイオン電池内蔵小型電子機器の高効率選別事業

認定類型：類型①（高度再資源化事業）

処理対象：工業回収のリチウムイオン電池を内蔵する小型電子機器類
(ハンディファン等)

事業内容：実証を重ねて確立した手法で機械選別することによって、これまでの手解体より効率的かつ安全にリチウムイオン電池を選別して再生材を回収・供給する事業

代表的な再生材と供給先：

充電式電池：金属精錬会社

事業区域※：大阪府、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県

※ 収集運搬の範囲＝排出場所の範囲

下線部が処分拠点のある都道府県

充電式小型電子機器類

(受け入れる廃棄物)

粉碎・選別処理

技術的なポイント

破砕機による高効率分別

電池

プラスチック

その他

(得られる再生材)

金属精錬会社

(代表的な再生材供給先)

- ・再生材の供給先を確保
- ・国内の供給先

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
再生材供給量[t]	41	82	83	84	85	86	86
廃棄物の処分[t]	75	150	152	153	155	156	158
温室効果ガス削減効果[%]	18	18	18	18	18	18	18
資源循環効果の改善[pt]	12	12	12	12	12	12	12
備考	施設建設						事業目標年度

- 2 件とも、受け入れた廃棄物を「分ける」ことで再資源化している
⇒ 認定に当たり「分ける」ことが必須ではないが、再資源化に重要な要素

- 収集運搬から再生材の供給までの行程のトレーサビリティの確保が必須の中、手法は必ずしも高度なシステムを導入するものではない
⇒ マニフェスト + 伝票管理ということでも、トレサビが確保できれば良い。ただし、申請者は再委託先の分も含めた帳簿記載の義務があるので、情報を集約することが求められる。

- 再生材の供給先は、国内の企業
⇒ 供給先は「我が国の資源循環の促進に資する事業活動を行う者に供給するものであること」が要件。